

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度
新城市立千郷小学校

目 次

1	いじめの定義と態様	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめの態様	1
2	いじめ防止の基本理念と責務	
(1)	基本理念	2
(2)	教職員の責務	2
(3)	保護者の責務	2
(4)	児童の役割	2
3	いじめの防止対策のための組織	2
4	いじめの未然防止	
(1)	学校におけるいじめの未然防止	4
(2)	教職員の資質の向上	4
(3)	いじめ防止に資する授業改善	4
5	いじめの早期発見	
(1)	兆候の把握	4
(2)	いじめの早期発見のための措置	5
6	いじめへの対応	
(1)	いじめに対する措置	5
(2)	重大事態への対処	5
(3)	事実関係を明確にするための調査の実施	6
(4)	調査結果の提供および報告	6
(5)	いじめられた児童への対応	6
(6)	いじめた児童への指導またはその保護者への助言	7
(7)	いじめが起きた集団への働きかけ	7
(8)	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	7
7	校長および教員による懲戒等	8
8	留意事項	8

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、尊重されなければならない。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、基本的人権を阻害するものであり、学校、家庭、地域が連携して防止に取り組む必要がある。平成25年9月にいじめ防止対策推進法が制定された。その第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」とある。また、第22条には「複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定められている。

国の基本方針、新城市の基本方針を受け、千郷小学校にいじめ防止対策委員会を設置し、学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

一定の人的関係とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾、スポーツクラブなどその児童が関わっている仲間や集団などにおける人間関係をさす。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

なお、からかいやけんかといった「いじめの芽」や「兆候」についても、いじめと認知する。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止の基本理念と責務

(1) 基本理念

いじめの防止等の対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。また、思いやりの心を育て、生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。

(3) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。保護者は、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にその子がいじめから保護する。

(4) 児童の役割

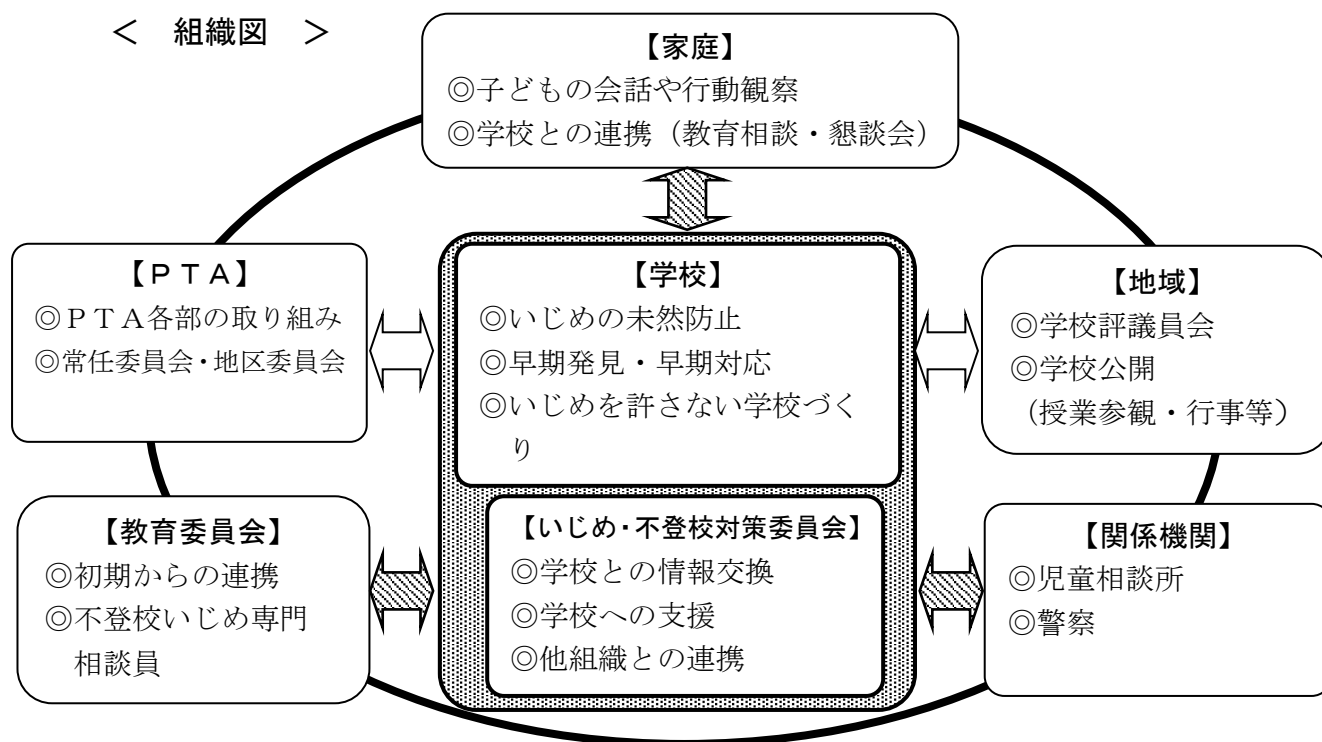
児童は互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。児童はいじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友達又は関係機関等に相談することができる。児童は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友達からいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

3 いじめの防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く（以下組織と表記）。この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

< 組織図 >



	常 時 委 員 会	拡 大 委 員 会
1	校長	児童相談所員
2	教頭	警察署生活安全担当
3	主幹教諭（特別支援C）	人権擁護委員
4	教務主任（不登校C）	主任児童委員
5	校務主任（生徒指導主事）	不登校いじめ専門相談員
6	学年生徒指導担当	学校評議員（代表1名）
7	養護教諭	PTA会長
8		スクールカウンセラー
9		中学校職員（生徒指導担当）

4 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。さらに、在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止のために児童が自主的に行う活動に対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

本校では、いじめ未然防止の観点から、開発的生徒指導としてマルチレベルアプローチに取り組み、思いやりの心の育成に力を入れる。SEL（社会性と情動の学習）やPBI S（ポジティブな行動介入と支援）の取り組みについて年間計画を立て全校体制で行う。

また、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組についても全教職員で共有するため、年間計画を作成する。

(2) 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修、子どもの実態を把握し学級経営に生かすQ Uテストの研修、カウンセリング能力の向上のための研修など、資質の向上に必要な研修を計画的に実施する。未然防止の基本は、児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにある。そのための力量向上につながる研修を実施する。

また、教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方を常に見直す。

(3) いじめ防止に資する授業改善

一人一人を大切にした「わかる授業」「主体的に取り組む授業」づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる場を工夫する。そのことにより、学力に対する児童の不安の解消、認め合える学級風土の構築をめざす。

また、チャイム着席、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方（うめライス）など、授業規律の確立にむけて、学校全体で取り組む。

5 いじめの早期発見

(1) 兆候の把握

積極的にいじめを認知するために、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがないようにする。教職員はいじめの兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを抱え込まずに、いじめ防止組織に相談する。

いじめを早期に発見するため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に

努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有し、記録を残す。

また、児童がいじめの相談電話、ホットラインを利用できるように周知する。なお、アンケート調査の結果については、3年間を保存期間とする。

(2) いじめの早期発見のための措置

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配り、交友関係を把握したり、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えたりする。また、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ① 学校は、児童もしくは児童の保護者等からいじめに係る相談を受けた場合、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめの事実があると思われるときは、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 学校は、いじめに係る支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

(2) 重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下重大事態)に速やかに対処し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ◎ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。想定されるケースは以下の通り。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ◎ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査して着手する。

この調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

学校が、当該重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。重大事態が発生した場合、学校は教育委員会にその状況を直ちに報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。

◎ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴きとるとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童、情報提供してくれた児童を最優先に守るように配慮する。

◎ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査を協議し、調査に着手する。

(4) 調査結果の提供および報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。その際に、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

各学期末に行う生活アンケートにより得られた情報については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があるため、調査に先立ち、そのことを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(5) いじめられた児童への対応

いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を損なわない

ようにする。さらに、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の方等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

(6) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、必要に応じて、特別な指導計画による指導を継続して行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(8) インターネット（SNS）を通じて行われるいじめに対する対策

児童及びその保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、情報モラル教室など必要な啓発活動を行う。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。児童に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに新城警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、早期発見の観点から、教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

限られたネットワークの中での仲間はずれ、誹謗中傷など、発見が困難なものも多い。ネットワークを利用したいじめの早期発見に努めるとともに、どのような機器のどのような機能が悪用されるか、最新の情報の入手に努める。また、入手した情報を教員間で共通理解する。ネットワーク機器の扱いについては、その他の重大なトラブルに関わる場合も想定されるため、適切な使用方法について、児童及び保護者に対しても啓発を行う。

7 校長および教員による懲戒等

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

さらに、教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

8 留意事項

学校評価で、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。学校基本方針がきちんと機能しているかをいじめ防止組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。